

小千谷市駐車場

(小千谷駅南駐車場・小千谷駅北駐車場)

指定管理者募集要項

令和 7 年 8 月

小千谷市

目 次

1	施設の概要	1
2	指定期間	1
3	指定管理者が行う業務	1
	(1) 業務の内容	1
	(2) 留意事項	2
4	利用料に関する事項	2
5	市と指定管理者との責任の分担	2
6	公募及び申請に関する事項	3
	(1) スケジュール	3
	(2) 公募参加資格	3
	(3) 質問の受付	3
	(4) 申請書の受付	4
	(5) 申請書類	4
	(6) 注意事項	4
7	失格	5
8	指定管理者の選定	5
	(1) 選定の基準	5
	(2) 選定の方法	5
	(3) 協定の締結	5
9	指定	5
10	指定の取消し等	5
11	事業の継続が困難となった場合における措置	6
12	問い合わせ先	6

小千谷市駐車場指定管理者募集要項

小千谷市駐車場（以下「駐車場」という。）の効率的かつ効果的な管理運営を行うため、小千谷市の公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例（平成１５年小千谷市条例第３７号）に基づき、次のとおり指定管理者の指定を受けようとするものを募集する。

１ 施設の概要

名称	小千谷駅南駐車場	小千谷駅北駐車場
所在地	小千谷市東栄１丁目乙９７７番地２	小千谷市東栄１丁目乙６８８番地１９
敷地面積	１，４２８．００㎡	３，００４．３２㎡
付帯施設	・消雪用井戸 １本 ・消雪パイプ ・照明灯 １基	・駐輪場上屋 ７棟（鉄骨造 積雪荷重１．０ｍ） ・駐輪場建物 ４棟（鉄骨造 積雪荷重３．０ｍ） ・照明灯 ３基
収容台数	普通乗用車 ４９台	普通乗用車 ４５台 車いす等 ３台 自転車・バイク 約２３０台
利用時間	終日	終日

※ その他、詳細な施設の仕様について確認が必要な場合は、商工振興課で閲覧すること。

２ 指定期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

３ 指定管理者が行う業務

（１）業務の内容

ア 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

※ ただし、屋根、外壁、塗装等の駐輪場修繕工事を含む。（修繕工事の仕様等については、事前に商工振興課で確認すること。）

イ その他駐車場の管理運営に関し市長が特に必要と認める業務

(2) 留意事項

- ・業務内容の詳細は「小千谷市駐車場指定管理者業務仕様書」による。
- ・業務を他の事業者へ委託することはできないが、部分的な業務の委託については専門の業者に委託できる。
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、駐車場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

4 利用料に関する事項

利用料については無料とする。ただし、小千谷市駐車場条例施行規則（平成18年小千谷市規則第48号）第2条第3項に基づき、指定管理者は、駐車場の維持管理上必要な経費について、利用者から実費徴収することができる。

なお、実費徴収する額については、指定管理者が市長の承認を得て決定することとする。

（参考）現行の実費徴収額

ア 小千谷駅北駐車場

普通自動車 無料

自転車・バイク 無料

イ 小千谷駅南駐車場

普通自動車 6,000円／月、60,000円／年

5 市と指定管理者との責任の分担

市と指定管理者との主な責任の分担は、次のとおりとする。

項 目		小千谷市	指定管理者
施設設備の損傷	指定管理者の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
第三者への損害賠償	指定管理者の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設の改良・修繕	軽微な修繕（1件当たり10万円（税込）未満）		○
	施設の改良及び大規模な修繕	協議事項	

業務に要する経費（上記のうち市の責任分担とされたものを除く。）の負担		○
------------------------------------	--	---

※ 協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第一次責任は、指定管理者が負うものとする。

6 公募及び申請に関する事項

(1) スケジュール

公告期間：令和 7 年 8 月 28 日(木)から令和 7 年 9 月 26 日(金)まで

質問受付期間：令和 7 年 8 月 29 日(金)から令和 7 年 9 月 17 日(水)まで

申請受付期限：令和 7 年 9 月 26 日(金)午後 5 時まで

審査：令和 7 年 10 月下旬

審査結果通知：令和 7 年 10 月下旬

仮協定の締結：令和 7 年 11 月上旬

指定管理者の指定：令和 7 年 12 月下旬

(2) 公募参加資格

指定管理者の指定を受けようとする者は、次の事項を満たす者であること。

ア 駐車場の管理運営に関する業務を公正に執行し、施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られる法人又は団体であること。

イ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有し、又は確保できる見込みがあること。

ウ 当該施設又はそれに類似した施設の管理実績を有する者であること。

エ 市税を滞納していないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる活動を行わないこと。

(3) 質問の受付

指定申請に関する質問を次のとおり受付ける。

質問受付期間：令和 7 年 8 月 29 日(金)から令和 7 年 9 月 17 日(水)午後 5 時まで

質問方法：商工振興課に電話連絡の上、質疑票（様式第 4 号）を持参、郵送、電子メール又は FAX で提出すること。

回答方法：令和 7 年 9 月 22 日(月)までに、市のホームページに随時掲載します。

(4) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付ける。

受付期間：令和 7 年 8 月 2 8 日（木）から令和 7 年 9 月 2 6 日（金）

午後 5 時まで（但し、土日及び祝祭日を除く）

提出場所：小千谷市商工振興課（小千谷市役所本庁舎）

〒947-8501 小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号

提出方法：持参又は郵送による

※上記期限を必着とし、電子メール、FAX は不可とする。

(5) 申請書類

申請にあたっては、下記に掲げる書類を正本 1 部、副本 5 部（複写可）提出すること。

ア 小千谷市駐車場指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

イ 小千谷市駐車場指定管理者事業計画書（様式第 2 号）

※指定期間 5 年分を記載すること。

ウ 小千谷市駐車場指定管理者収支予算書（様式第 3 号）

※指定期間 5 年分を記載すること。

エ 申請団体の経営（運営）状況を説明する書類

- ・前事業年度の収支決算書、事業報告書、貸借対照表等
- ・現事業年度の収支予算書、事業計画書

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 役員名簿（法人にあっては、申請日の 3 ヶ月以内に交付された当該法人の登記事項証明書）

キ 駐車場の管理に関する業務の組織体制及び職員構成

ク 納税を証する書類（対象がある場合に限る。）

(6) 注意事項

ア 申請の際に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 申請の際に提出した書類は、一切返却しない。

ウ 申請の受付期間の終了後、申請の際に提出した書類の内容の変更は、軽微な誤りの修正を除き、認めない。

エ 審査のため、追加で書類の提出を求める場合がある。

オ 申請の際に提出した書類は、個人情報の保護に関する法律第 2 条に規定する個人情報を除いて公開する場合がある。

カ 申請後において、申請資格が喪失する事由が生じた場合及び申請団体の都合により申請を取り消す場合は、申請団体は直ちにその旨を書面で届出すること。

7 失格

申請者が提出した申請書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格となることがある。

- (1) 事業計画書の提出方法を遵守せずに提出されたもの。
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

8 指定管理者の選定

(1) 選定の基準

指定管理者の候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。

ア その事業計画による駐車場の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ その事業計画の内容が駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ その事業計画に沿った駐車場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する者であること。

(2) 選定の方法

小千谷市の公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例施行規則（平成15年小千谷市規則第43号）第4条の規定に基づき、小千谷市公の施設指定管理者選考委員会において、選考基準に基づいて総合的に評価して指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の審査を行う。

選定の結果については、申請者に文書で通知する。

(3) 協定の締結

本業務に関して最も優れた者として指定された者と指定管理者に関する仮協定を締結する。

9 指定

指定管理候補者を、小千谷市議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

10 指定の取消し等

市長は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

この場合において、指定管理者に損害が生じても市長はその賠償の責めを負わない。

- (1) 条例、規則、法律等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (5) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と市長が判断したとき。

※ 指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

1 1 事業の継続が困難となった場合における措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由等により、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は施設の管理について全部又は一部に指示をすることがある。
- (2) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

1 2 問い合わせ先

小千谷市商工振興課地域産業係 担当：新野・岩田

〒947-8501 小千谷市城内2丁目7番5号

TEL 0258-83-3556 FAX 0258-83-2789

e-mail syoko@city.ojiya.niigata.jp